

新型コロナウイルス感染拡大にともなう緊急要望書

2020年4月14日

三田市 市長 森 哲男様

兵庫県商工団体連合会
会長 磯谷 吉夫
住所 神戸市兵庫区新開地
三田民主商工会
会長 林 正之
住所 三田市中央町 16-24

【要望趣旨】

4月7日安倍首相は7都府県（兵庫含む）を対象に、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言を発令しました。それを受け、兵庫県知事は、4月15日から5月6日まで生活を維持する上で必要なものを除く施設・店舗に対し、休業を要請することを決めました。

自粛・休業を強めることが必要であればあるほど、損失補填・補償は欠かせません。どの業種も消費税10%増税という大きな困難を抱える中での今回の新型コロナ感染です。自助努力だけでは立ち行かない状況が日増しに強まり、中小業者は営業存続の展望が見いだせず強い不安を抱えています。

今、日本政策金融公庫の借入は、緩和されたとは言え、4月初めに申し込んでも、「5月の連休明けしか面接できない」など、窮迫した中小業者の実態に即したものにはなっていません。

また、金融機関も通常審査のスタンスを崩しておらず、「災害」「緊急」という対応になっていません。セーフティネットの認定には、長蛇の列ができ、それ自体をあきらめさせかねません。

新型コロナ対策を実効あるものにし、地域経済と雇用、中小業者の生業を守るため、以下のことを要望します。

【要望事項】

- 1、国、県の自粛・休業要請が出るなか、中小業者の実態把握が地域経済を守るためにも必要です。既存の商工業者の団体（商工会議所、商工会、中央会、同友会、民商など）を通じる方法などを工夫し、早急に実態を把握し施策に生かす姿勢を貫くこと。
- 2、自粛するなら補償と一体の立場で、当面の生活費も含め、家賃、リース代などの固定費を補助すること。
- 3、コロナウイルスに感染、または疑いがあり自宅待機などをする国保の被用者を対象に、国が調整交付金を出すことを決め、傷病手当が制定されることになりました。厚労省の浜谷保険局長は「専決処分がありうる。市町村長の判断で被用者以外を対象にすることは可能」と答弁しました。この対象に、事業主・家族従業者、フリーランスを含めること。（国保法58条2項）
- 4、特別の事情にもとづき、国保料（税）、介護保険料の減免手続きを早急にすすめること。
- 5、自治体独自の制度融資の利子補給・信用保証料補助を行い、スムーズに貸付ができるようにすること。（実質無利子融資）
- 6、セーフティネット認定は市（町）と合わせ、金融機関、信用保証協会でも認定できるよう窓口を広げること。また、売上減少の申出兼企業確認書以外、売上明細書（日別）などの資料は求めないこと。
- 7、コロナウイルス感染拡大以前の自治体融資の既存債務については、当面、返済凍結し、利息を市（町）が応援すること。
- 8、市（町）税などの納税緩和措置を徹底し、生活や生業の実態に応じ、税の執行停止を行うこと。
- 9、国の持続化補助金の創設に合わせ、市（町）独自の持続化補助金を創設し、経営向上・改善を図る中小業者を応援すること。
- 10、不要不急の大型公共工事は延期し、その予算を市（町）民のいのちとくらしを守るために使うこと。

以上